

令和 7 年度 橋梁点検業務委託

特記仕様書

業 務 名 令和 7 年度 橋梁点検業務委託

履 行 場 所 那覇市久茂地地内

履 行 期 間 着手日から令和 8 年 3 月 13 日まで

業務委託概要 点検業務 一式

(適用)

第 1 条 本特記仕様書は、那覇市が発注する「令和 7 年度 橋梁点検業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

本業務に関する設計図書及び特記仕様書に定めのない事項については、沖縄県土木建築部が定めた「沖縄県設計業務共通仕様書」、「沖縄県測量作業共通仕様書」、「沖縄県地質及び土質調査業務共通仕様書」等を準用するものとする。

(業務の目的)

第 2 条 本業務は、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 4 の 6 に規定する道路の維持又は修繕に関する技術的基準等に基づいて、橋梁を点検し、健全性の診断を行い、その結果を記録することを目的とする。

(対象橋梁)

第 3 条 本業務において、対象とする橋梁（以下「対象橋梁」という。）は、那覇市久茂地地内に位置する「甲辰橋」の 1 橋とする。

対象橋梁の状況によって、足元条件、安全対策その他の業務の内容に変更が生じる場合は、発注者と協議した上で、設計の内容を変更するものとする。

(適用(準用)基準)

第4条 本業務は、道路橋定期点検要領(国土交通省 道路局 国道・技術課：令和6年7月：改定)(以下、「点検要領」という。)により実施するものとし、必要に応じて次に掲げる基準を準用するものとする。

- ・基礎データ収集要領(道路橋)

国土交通省 道路局 国道・技術課：2024年8月

- ・その他関連基準等

(貸与資料等)

第5条 本業務で使用する図書その他資料として、次に掲げるものを貸与する。

- ・橋梁台帳

- ・その他関連図書

(管理、照査技術者)

第6条 管理技術者は、次の各号のいずれかの資格を有し、かつ、橋梁の点検業務及び診断業務に関する実務経験を有する者でなければならない。

- ・技術士(建設部門：鋼構造及びコンクリート)

- ・RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)

照査技術者は、次の各号のいずれかの資格を有し、かつ、橋梁の点検業務及び診断業務に関する実務経験を有する者でなければならない。

- ・技術士(建設部門)

- ・RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)

(点検員及び診断員)

第7条 本業務に従事する橋梁の点検員及び診断員は、前条に規定する資格のほか、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定(平成

26 年度国土交通省告示第 1107 号) に基づいて技術者資格登録簿に登録された資格のうち、対象橋梁の橋種（鋼橋）に対応した資格を有する者でなければならない。なお、管理技術者はこれらを兼務することができるものとする。

（業務内容）

第 8 条

（１）計画準備

業務計画書の作成、部材番号図の作成及び修正等を行う。

１）業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

２）部材番号図の作成及び修正

「定期点検要領」に従い部材番号図等を作成する。また、橋梁拡幅など構造変更による径間分割等を行う場合は、部材番号図の修正を行う。

（２）現地踏査

橋梁定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。

（３）関係機関との協議資料作成

橋梁定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

（４）状態の把握（点検）

「定期点検要領」に基づき、橋梁点検を近接目視にて行う。また、必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。

（５）点検調書作成

点検結果をもとに、「那覇市点検記録様式」を使用し点検調書を作成する。不足する内容については「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（定期点検記録様式（その 1）～（その 5）及びデータ記録様式（その 9）～

(その 13)) に基づき点検調書を作成する。この際重複する内容は作成を求めない。

また、損傷程度の評価は、「定期点検要領」付録-2 損傷程度の評価要領による。

(6) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

(7) 打合せ

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果物納入時に行う。

(a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

(b) 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて実施する。

(c) 成果物のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

(8) 仮設費

状態の把握（点検）時に必要な仮設等の費用である。仮設内容は任意とし、調査員へ内容の承諾を受けること。

(安全対策)

第9条 本業務の履行にあたっては、道路交通、第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を講じなければならない。

(打合せ協議)

第 10 条 本業務における打合せ協議は 3 回を予定している。ただし、業務を適正かつ円滑に実施するために必要と認められる場合は、発注者と協議した上で、その都度実施するものとする。

なお、業務着手時及び成果品納入時には、原則として管理技術者が立会うものとする。

- ・ 業務着手時
- ・ 中間打合せ（1 回）
- ・ 成果品納入時

(成果品)

第 11 条 本業務の成果品は、次に掲げるものを提出するものとする。

- ・ 報告書（A4 チューブファイル綴じ） 1 部
- ・ 電子納品媒体 CD-R（エクセル・PDF・SFC 等） 2 部（正副各 1 部）
- ・ その他、発注者が必要と認めるもの

(その他)

第 12 条 本業務の実施にあたり、疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

本業務において採用可能な点検・診断に関する新技術について検証を行うこと。

定期点検は、道路交通、第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を実施して行わなければならない。定期点検は、交通供用下で行うことが多いことから、道路交通、第三者及び点検に従事する者の安全確保を第一に、労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法規を遵守するとともに、現地の状況を踏まえた適切な安全対策について実施計画書に盛り込むものとする。

主な留意事項は次のとおりである。

- (1)高さ 2m 以上で作業を行う場合、点検に従事する者は必ず安全帯を使用する。
- (2)足場、手摺、ヘルメット、安全帯の点検を始業前に必ず行う。
- (3)足場、通路等は常に整理整頓し、安全通路の確保に努めること。
- (4)道路での作業には、必ず安全チョッキを着用し、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- (5)高所作業では、用具等を落下させないようにストラップ等で結ぶ等、十分注意すること。